

## 子どもゆめ基金助成金（附帯事務費）交付要領

平成18年4月1日  
独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第4－5号  
平成26年8月22日  
一部改正  
令和3年11月29日  
一部改正  
令和6年3月28日  
一部改正

### 1. 趣 旨

この要領は、子どもゆめ基金助成金交付要綱（平成18年4月1日独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第4－1号）第3条第5項の規定に基づき、助成活動団体が行う助成活動の実施に附帯する事務費（附帯事務費）に対する援助に関し、独立行政法人国立青少年教育振興機構が行う助成について、必要な事項を定める。

### 2. 助成対象経費

助成金の交付の対象となる経費は、助成活動団体が行う助成活動の実施に附帯する事務費（附帯事務費）とする。

### 3. 助成金（附帯事務費）の額

確定金額が20万円以上の場合は確定金額に5.0%を乗じた額（1円未満切捨て）を上限額とし、20万円未満の場合は1万円とする。

### 4. その他

この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、理事長が定める。

#### 附 則

この要領は、平成18年度分の助成金から適用する。

#### 附 則（平成26年8月22日一部改正）

この要領は、平成27年度分の助成金から適用する。

#### 附 則（令和3年11月29日一部改正）

この要領は、令和4年度分の助成金から適用する。

#### 附 則（令和6年3月28日一部改正）

この要領は、令和6年度分の助成金から適用する。